

「博物館デビュー支援事業」寄附金の募集について

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団・横浜市歴史博物館は、「博物館デビュー支援事業」を発展・拡充させ、より良い成果をあげてひろく共有できるよう努めてまいります。

学校内歴史資料室を通じて子ども達に横浜の歴史や文化を伝え、「ふるさととしての横浜」を大事にする気持ちを育んでいくためにも、多くの皆さまからのご寄附を心よりお願ひいたします。

募集期間・募集金額

平成28年7月23日から平成29年3月31日まで

一口1,000円より *寄附金箱へのご寄附の場合、金額は問いません。

ご寄附の方法

- 1 所定の「払込取扱票」を用いて郵便局にてお支払い
- 2 横浜市歴史博物館内の「寄附金箱」へのご寄附

ご寄附の特典

<払込取扱票を用いてご寄附くださる方限定の特典です。>

*30,000円以上ご寄附された方には、当財団運営施設の展示を1年間無料でご覧いただけるパスポートを1枚差し上げます。

*ご寄附を顕彰するため、お名前を当財団のWEBサイトに掲載します。
(お名前をWEBサイトへ掲載することを希望されない方は、当財団総務課へご連絡ください。)

「払込取扱票」を用いて三口以上ご寄附いただいた方は、個人住民税（横浜市民税・神奈川県民税）及び所得税の税額控除の対象となります。後日、当財団より寄附金受領証明書をお送りいたしますので、詳しくは同証明書の裏面をご参照ください。

*寄附金箱へのご寄附の場合、寄附金受領証明書の発行や税額控除は受けられません。

*寄附にあたってのご注意

寄附をされるにあたり、次に挙げる基準に該当する場合、当財団は寄附金を受入れることはできません。

(1) 寄附金の受入れにおいて、次に挙げる条件等が付されている場合

ア 寄附者が寄附金の対価として何らかの利益または便宜を要求すること。

イ 寄附者が寄附金の経理について監査を行うこと。

ウ 寄附後に寄附者が寄附金の全部または一部を取り下げができること。

エ 一旦寄附された寄附金を寄附者の意思に沿うかたちで譲渡または使用されること。

オ その他理事長が当財団の運営上支障があると認める条件。

(2) 寄附金を受入れることにより、当財団の業務、財政、または名誉に負担又は支障が生じると認められるとき。

(3) 寄附金が、当財団定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。



公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

総務課 電話：045-912-7771

(事業についてのお問合せ：横浜市歴史博物館 電話：045-912-7777)

横浜市歴史博物館は（公財）横浜市ふるさと歴史財団が指定管理者として管理・運営しています。